

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月26日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第71号

香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(証紙により徴収する使用料及び手数料)	(証紙により徴収する使用料及び手数料)
第2条 略	第2条 別表に掲げる使用料及び手数料は、証紙による収入の方法により徴収する。ただし、島しょ（小豆島を除く。）又は県外に住所を有する者が郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により申請等の手続を行う場合における使用料又は手数料については、この限りでない。
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1 略	1 略
2 略	2 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部に掲げる手数料。ただし、次に掲げるものを除く。 (1)～(13) 略
(1)～(13) 略 <u>(14) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の収支報告書等の写しの交付手数料</u>	
3～7 略	3～7 略

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。